

Ⅰ 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問介護費

基本部分		注 介護職員初任者 研修課程を修了し たサービス提供責 任者を配置してい る場合	注 事業所と同一の建 物に居住する利用 者30人以上にサ ービスを行う場 合	注 特別地域介護予 防訪問介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業 所加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問介護費(Ⅰ)	要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき 1, 226単位)	×90/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 介護予防訪問介護費(Ⅱ)	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき 2, 452単位)					
ハ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)	要支援2 週2回を超える程度の介護予防 訪問介護が必要とされた者 (1月につき 3, 889単位)					
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)						
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)						
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1000) (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100) (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単 位数の合計				

： 特別地域介護予防訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一の建 物に居住する利用 者30人以上にサ ービスを行う場 合	注 特別地域介護予 防訪問入浴介護 加算	注 中山間地域等に おける小規模事業 所加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 860単位)		×95/100	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +24単位)							
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					

： 特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		看護講師の場合	事業所と同一建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	2人以上による介護予防訪問看護を行う場合	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護員による訪問を行った場合算定可能 (318単位)	×90/100	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +540単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位
	(2) 30分未満 (474単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (834単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,144単位)										
	(5) 理学療法士等の場合 (318単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100										
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護員による訪問を行った場合算定可能 (256単位)	×90/100				+300単位				1月につき +290単位	
	(2) 30分未満 (383単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (553単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (815単位)										
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)											
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)											
ホ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)											

： 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分			事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行った場合
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	×90/100	+5/100	退院(所)日又は新たに要支援認定を受けた日から3月以内 +200単位	1回につき +300単位 (3月に1回を限度)
	介護老人保健施設の場合					
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)						

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)	特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住未施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (452単位)	
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (292単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (262単位)	
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)			
(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)			
(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)			
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (553単位)	特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住未施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (387単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (362単位)	
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)			
(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (533単位)			
(2) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (452単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)			
(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (352単位)			
(2) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (302単位)			
ヘ 保健師、看護師が行う場合			
(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)			注 介護看護が行う場合 ×90/100
(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)			

※ ハ(2) (一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。